

行していくんです、さらにその受け皿に、ありがたいたいことに郵便銀行株式会社かもう法律で縛りが入っちゃっている。受け皿になるしかないんですよ。主たるプレーヤーになるんですよ、なる。そういう中で、この問題を解決せずして、取りやすいところの所得税を増税して取るなんて、これは東京都議会議員選挙真つた中で、幹事長もびっくりという感じで忠告なさっていましたが、これはえらいですよ、えらい。サラリーマンと給与所得者から取る。与党の皆さんの支持基盤もそれは農家の方や漁業の方が多いと思いますけれども、その人の息子さんやお孫さんは今やサラリーマンですから、これは厳しいですよ。

そんな話を、片や、三百兆円債を発行しますとこの間おっしゃった。そして、入り口のところでいけば、これだけ郵政に苦勞して、公社の人に苦勞させる。これは大臣、少なくとも財投機関、これを改革していつて出口も締める。何よりも、こんなわけのわからない談合が起きて、九七%利率みたいな話をやめて、国民の税金、百億の橋を九十億でかければ、十億新たに道路が別途つくれるんですよ。だから、そういう話を、財務大臣、しつかりやるからと言うなら私はこの話から始めないですけれども、全くわからない。

○谷垣国務大臣 明晰な委員の御発言ですけれども、さつき三百兆と言っておられましたね。三百兆というのは何でしょう。  
○古本委員 向こう十年で国債残高が三百兆あるじゃないですか。  
○谷垣国務大臣 むしろ今のお話は、国債のお話ももちろん関連してまいります。これはもちろん、二〇一〇年代初頭にプライマリーバランスをとるということで我々やっておりますけれども、国債発行額を圧縮していく努力というのは当然やらなきゃいけません。先ほど、八十兆で三十三万人と書かれておられるから、多分、総務大臣じゃないに私への御質問かと思ひながら実はあのとき聞いていたんですが、それはこれからも徹底的にやらなきゃならないと思います。

それで、委員のおっしゃっているのは、さつきちよつと聞いておりました、出口の財投の話だと思ふんですが、財投は、この前も御答弁したかもしれませんが、最盛時は四十兆ぐらいございまして、今は十七兆ぐらいに圧縮してきていますわけですね。これで全部圧縮し切つたかどうかはまたこれから検証していかなきゃなりませんし、いろいろ議論があると思います。

それで、委員のおっしゃっているのは、さつきちよつと聞いておりました、出口の財投の話だと思ふんですが、最盛時は四十兆ぐらいございまして、今は十七兆ぐらいに圧縮してきていますわけですね。これで全部圧縮し切つたかどうかはまたこれから検証していかなきゃなりませんし、いろいろ議論があると思います。

それで、委員のおっしゃっているのは、さつきちよつと聞いておりました、出口の財投の話だと思ふんですが、最盛時は四十兆ぐらいございまして、今は十七兆ぐらいに圧縮してきていますわけですね。これで全部圧縮し切つたかどうかはまたこれから検証していかなきゃなりませんし、いろいろ議論があると思います。

下げないとはか買えないじゃないですか。国債を買えと書いてあるじゃないですか。(谷垣国務大臣)いや、書いてないよ(と呼ぶ)いや、書いてますよ。ちよつとこれは残り少なくなりましたので、次回には譲りますが、国債を買わなきゃいけないというスキームになっていきますよ。なつていきます。

それで、最後に一点だけ。委員長、今回、公明会で地方の声を大変聞いてきました。那部、鳥の話を聞いてきました。他方、都会の郵便局は切るといふ話になるんですね。これは、都会の郵便局の公明会をぜひ聞いていただきたい、御検討いただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

今、都議選の真つた中ですが、実は、都会の郵便局が切られるということに気づいていない都民の皆さんが大変多くいらっしゃいますので、その意味でも、ぜひ都市部での公明会、委員会はまだまだ始まつたばかりでありますので、そのことを強くお願い申し上げます、終わります。

報道されるかという点です。郵便局会社、窓口ネットワーク会社の業務範囲に、銀行業と生命保険業の代理業務を例示するとされております。業務として、郵貯、簡保を例示するという点であります。これで一体何が変わるのかという点です。

竹中大臣は、ユニバーサルサービスは義務づけないと答弁してきた。この修正でユニバーサルサービスの義務づけになるのかどうか、まずここを確認したいと思ひます。

○竹中大臣 与党においていろいろ御議論がなされているというふう聞いておりますが、その具体的な内容につきましてコメントする立場にはございませんので、答弁を差し控させていただきます。

理店契約、保険募集委託契約があることを免許の条件として付することにしておる。このような免許条件により、銀行、保険の郵便局会社への業務委託が長期にわたり担保される。また、必要な場合には基金が活用できるような仕組みにする。それが、今の、政府が提案させていただいており、政府の法案の内容でございます。

○佐々木(憲)委員 法律上ユニバーサルサービスは義務づけられていない。その義務づけられていない部分は、今回変えないわけでありませぬ。要するに、例示するだけなんですよ。窓口会社は郵貯、簡保をやることができる、だからやらなくてもいい。何も変わらないじゃないですか。

次に、社会・地域貢献基金、二兆円まで積み立て可能とするということも、四月の政府・与党合意の内容で、全くこれは変わらない。

それから、郵政民営化委員会が三年ごとに行う検証を見直しに修正する、これも言葉上の問題で、実態は余り変わらない。

では、グループとしての一体経営という点ではどうか。

昨日の修正合意を見ますと、完全民営化後も持ち株会社が郵便貯金銀行と郵便保険会社の株主に与えられる議決権を連続的に保有する規定を二社の定款に盛り込むとされている。確かに、定款に盛り込むというふうに書いているところは新しいけれども、これも四月の政府・与党合意の内容どおりであります。その内容が法案に盛り込まれているという答弁ですからね。

こうなると、国の関与をしつかり断ち切ると言ってきた竹中大臣の答弁と食い違ふんじやありませんか。いかがですか。

もそれが法案として提出される。小泉総理は、いものができた、こう言っているわけですね。それについて何も答えない。今議論中、議論中じやないよ、法案ができているんじやないか、もう既に。でたらめだよ、そんなのは。

したがって、完全処分は名目だけでありまして、郵貯銀行については、当委員会が公正取引委員会に対して私がたどりました。答弁では、グループ内の資金取引で他の事業者に着しい影響を与えるような銀行は規制の対象になるけれども、そうでなければ対象にはならないということでありました。

そこで公取にお聞きをします。

郵便保険会社の場合はどうなるか、どういう考え方で対応をすることになるのか、お聞きをしたいと思います。

○伊東(重)政府参考人 お答えいたします。独占禁止法第九條の關係につきましても、郵便保険会社との關係につきましても、は、まず、議決権保有比率が二五%以下であれば、独占禁止法九條の観点から問題となることはございません。

他方、二五%を超える場合につきましては、これは郵便貯金銀行の場合も同様でございますが、都市銀行や大手保険会社等の大規模金融会社と同等の影響を有することとなれば、資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響が著しく大きいことにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争を妨げるおそれになる場合、法律で禁止する要件でございますけれども、それに該当し、九條に違反するおそれがあるというふうにご考慮しております。

○佐々木(憲)委員 要するに、郵便貯金銀行の場合と同じで、大銀行や大手の保険会社と同等の影響がある場合には独禁法の対象となり得るけれども、そうならない場合には対象にならないというのであります。

そこで、伊東大臣にお聞きしますが、独禁法の対象にならないとすれば、どのような規制を受けるとかという点です。この点について確認をしたいと思ひます。

○伊藤(國)大臣 お答えをいたします。保険業法上のお尋ねだと思ひますが、保険持ち株会社となるためには内閣総理大臣の認可が必要となりますが、一般事業会社を子会社として保有する場合には、認可の前提として、一般事業会社を子会社保有するための承認要件を満たすことが必要となります。したがって、完全民営化後の日本郵政株式会社は郵便保険株式株式の五〇%超を保有する場合には、郵便局株式会社、郵便事業株式会社を子会社とするに於いて承認要件を満たした上で、保険持ち株会社としての認可を得られれば、保険業法上、郵便保険株式株式を一〇〇%まで保有することが可能となります。

○佐々木(憲)委員 要するに、五〇%まで保有可能というのが一般規定であります。承認を受けたい場合には一〇〇%まで可能であると。そうなるかと、政府が三分の一超の株式を保有する持ち株会社の実質子会社ということになりまして、しかも相当親子關係の濃密な、そういう子会社がござい

る。

竹中大臣、こうなると、断ち切るといふことにならないです。一〇〇%処分といつても、株式処分信託とか自社株買いも可能でありますから、つまりそれは見せかけだけなんです。実質子会社が可能になる、こういうことじゃありませんか。

○竹中(憲)大臣 何度か御答弁をさせていただいておりますが、金融、国の信用、関与を断ち切るといふ意味で、一〇〇%完全処分の義務を課して、民間と同じスタートラインに立つていただくということがまず大変重要であるというふうにご考慮しております。

郵政会社及びその子会社が、資産運用の一環として、普通の銀行、普通の保険会社となつた郵便貯金銀行、郵便保険株式株式の株式を取得するということにつきましては、特殊会社としての性格も踏まえて、独禁法として銀行法等の一般な規制の範

囲内で行動をしていただく、それ以外の特別な規制を課す必要はないと考えるわけでございます。日本郵政株式会社及びその子会社が、その業務として銀行業または保険業に資本参加するために株式を取得するような場合には、独禁法、銀行法等の一般的な規制のほかに、それぞれの特殊会社法に基づき主務大臣の認可または届け出が必要になります。資本参加の必要性や本来業務への支障の有無等を総合的に勘案して、主務大臣が適切に判断をすることになります。

○佐々木(憲)委員 長々長々答弁したけれども、質問に答えていない。

同じスタート台に立つことにはならないんじやありませんか。イコールフットイングというふうにならないでしょう。国の関与が三分の一ある持ち株会社のもとに、実質子会社として存続できる。実質的に、連続的保有が可能になる。しかも、それは、保険の場合は五〇%から一〇〇%までのところも持てる。銀行は五〇%まで持てる。何が国の関与を断ち切るといふか、これで、全然言っていることと実態が違ふんじやありませんか。

ですから、私は、法案の修正点として報道されている内容というのはいずれも、これは実質的には出されてから審議をじっくりやりたいと思ひますけれども、いずれも法案の内容を変えるものじゃないということははっきりしました。サービ

ス切り捨て、国民の資産を日米の金融資本に食い物にさせるという本質は全く変わりません。こんな修正で採決を強行するなどというのはとんでもない、絶対反対だということをおききたいと思ひます。

では、次に、政府広報についてお聞きをいたします。

折り込みチラシの企画を持ち込んだのはスリッド社だと、先ほども少し議論がありました。ターゲット戦略というのは、ここにありまして、これはスリッド社とオフィスサンサーラというところが共同で提案をした「郵政民営化・合意形成コ

ミュニケーション戦略(案)というものがここに  
あります。これは実質的に著作権はサンサーラな  
んです。

○佐々木(憲)委員 要するに、B層にターゲット  
を絞った戦略は事実上お認めになったわけでは  
ね。

○林政府参考人 お答えいたします。  
企画案の表現につきましては一部不適切な部分  
があるかもしれませんが、構造改革や経済に関す  
る理解度には国民各層の間に差があるので、国民  
から信頼を勝ち得ている著名人との対談による  
お役所言葉ではなく、わかりやすい言葉で広報す  
る必要がある、そういう提案と受けとめてござい  
ます。

○佐々木(憲)委員 要するに、B層にターゲット  
を絞った戦略は事実上お認めになったわけでは  
ね。

重大なのは、この階層の位置づけなんですよ。  
「最も重要な点は、郵政の現状サービスへの満足  
度が極めて高い」と書いておるんです。B層とい  
うのは、郵便局はいいものだ、こう思っている階  
層だと。「具体的なこととはわからないが、小泉総  
理のキャラクターを支持する層」とされている。  
しかも、重大なのは、この階層はIQがロー、つ  
まり低い階層とされている。

先ほど法務大臣が、アイデンティティクオリ  
ティなどというでたらめな言い直しをしまし  
た。そんな言葉はありません。インテリジェンス  
クオースィエント、つまり知能指数のことでありま  
す。その証拠に、この中に書いてあるんです。括  
弧を省いて、EIQ、I T Qと書いてある。つまり、  
同じ意味だと書いてあるんです。EIQとは何かと  
いうと、教育指数です。エデュケーションクオー  
シエント。I T Qとは、I T クオースィエント、つ  
まりI T 指数。それが低いから、ウェブではなく  
折り込みチラシという手段になる、こういうこと  
になるんです。

これは、だれが見てもそういう戦略だというこ  
とはもう明らかなんです。これを見るだけで。  
そういう「B層にフォーカスした、徹底したライ  
ニングプロモーションが必要」と書いてあるんで  
す。要するに、小泉内閣を支持しているが、I Q  
が低く、インターネットを使わず、郵便局に満足  
している、そういう階層にターゲットを絞って徹  
底的に民営化の必要を浸透させよう、上から教育  
してやろという考えなんです。

竹中大臣に聞きます。これは余りにも国民を愚  
弄した戦略ではありませんか。そう思いません  
か。

○竹中大臣 以前に御説明をさせていただき  
ましたが、今御指摘の書類は、これは業者がつ  
くったものと思われませんが、これは政府の書類で  
はございません。業者がつくったものと思われま  
す。

事務方からそれについて私が説明を受けたこと  
もございません。事務方としては、広報について  
国民の疑念や皆様の疑念や懸念にできるだけ効率  
的、効果的にお答えできるようにいろいろなこと  
を考えて、パナー広告等も、折り込みチラシの配  
布等々いろいろな広報のパッケージを考えたとい  
うふうに聞いております。

○佐々木(憲)委員 だから、私はこれを紹介した  
んです。聞いていないか聞いていないかは、それは  
別として。こういう戦略というのは国民を愚弄  
した戦略じゃないのか、そう思いませんかと聞い  
ているんです。考え方を聞かせてください。

○竹中大臣 民間の企業の企画書でございま  
すから、私はコメントをする立場にはございませ  
ん。政府としては、そのような話を政府の中でし  
たという事実もございません。

○佐々木(憲)委員 これは実際に採用して、竹中  
さんは出ているじゃないか、これに。こういう形  
で、「郵政民営化ってどうだったんだ通信」。しか  
も、十二月二十八日七時七分の谷龍氏のメールの  
記録を見ると、「大臣の意向として確認できた点  
は以下の通りです。」「コンテックスを竹中大臣と対  
談者との対談で形成する。」「OK」「対談者候補・  
交渉の優先順位は下記の通りとなりました。」「テ  
リー伊藤氏などの名前が書かれています。  
だから、これは大臣の意向が明確に、そういう  
ものだ、そういう戦略に沿ってテリー伊藤氏が選  
ばれてやられたということは明らかじゃありませ  
んか。これは、幾らそんなもの否定したって、現  
実にやられているんだから、その企画のもとで採  
用して実行したんでしょ。あなたは、自分でそ  
の中に出てくるじゃないですか。

次に、財務省に確認したい。  
政府が物品・サービスを調達する場合に、契約  
が確定するのはどのような条件がそろった場合で  
しょうか。

○津田政府参考人 今の御質問に直接私の、主計  
局の話ではないかと思うんですけども、かつて  
お答えしたことがあるかもしれませんが、契約を  
全部当事者で署名をすることによって成立するの  
が恐らく一般的かと思えます。

○佐々木(憲)委員 全くそのとおりで、会計法二  
十九条八の②に、「契約書を作成する場合におい  
ては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約  
書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しな  
いものとする。」となつていてあります。

そこで、一月十二日に、スリッド社から決裁文  
書に必要な見積書が提出されております。その  
後、見積書の内容について詰めた上で決裁に回し  
た。決裁が終了したのはいつですか。

○林政府参考人 お答えいたします。  
二月八日でございます。

○佐々木(憲)委員 本来なら、二月八日以降、つ  
まり、決裁がおりて初めて契約ができるはずで  
す。それなのに仕事だけは進んでいる。一月六日  
に用紙の調達などを行っていた、手配をしてい  
た。だから、つじつまを合わせるために、契約書  
には十二月二十八日という虚偽の日付を書き込ん  
だ、そういうことになるんじゃないですか。

○林政府参考人 私、今回のこの委員会であら  
いお答えしてきております本質でございませぬ  
ども、十二月二十八日に実質的な契約合意がなさ  
れていた、そこで、そこに合わせて書類を整備す  
るために精査をする、そういうようなことをし  
て、それが二月八日までということではございま  
す。

○佐々木(憲)委員 契約が確定するのは、契約書  
に署名し、判を押して初めて契約が確定するん  
ですよ。契約が確定していない、配布先も決まっ  
ていない、金額も決まっていない、しかし仕事だ  
けはどんどん進んでいる、そんなでたらめなこと  
がありますか。これはまさに公文書の事実上の偽  
造というべきものであつて、こんなことをしたら  
税金を使う仕事はめちゃくちゃになる。竹中大  
臣、どう思われますか。

(松岡委員長代理退席、委員長着席)  
○竹中大臣 個別の契約に関して、私は決裁  
権者ではございませんので、どのような経緯で  
あつたか、詳細は承知しておりません。政府の  
担当部局において、時間的制約、予算的制約、人  
的制約の中で適切に対応しているものと思いま  
す。

○佐々木(憲)委員 適切に対応なんかしていない  
じゃないか。こういうでたらめなことをやっつた  
ら、国民の税金を使う仕事というのはいくらも  
ちゃになりませぬ。実際に契約をした日と日付が  
全然違う。そんなことをあつちこつちでやってい  
るんですか。それが正常なんです。本当にめ  
ちゃくちゃだ。

次に、スリード社についてお聞きしたい。  
昨年十二月二十四日二十三時三十分に出された政府広報室からのメールにはこう書かれていたんですね。全く新しい、どこの馬の骨だかわからぬところと契約することに決める場合は、それ相応の責任をとっていただく必要があると書いているんです。隨意契約を結んだスリード社というのは、どこの馬の骨だかわからぬ会社だと言われている。

中川大臣にお聞きします。

政府として初めてスリード社と契約したのは経済産業省、このものづくり白書に盛り込まれた十五ページの調査研究で一千万円の契約がされております。スリード社とは初めて契約するんだから、当然信頼の置ける会社かどうかを確認したかと思いますが、どのような審査を行いましたか。会社概要、決算報告書、登記、こういうものを確認したんですか。

○中川國務大臣 御指摘のとおり、平成十六年度のものづくり白書に関する調査を経済産業省としてスリード社に委託しております。これは、平成十六年九月以降、当該調査の受託先の検討に着手し、スリード社に委託する方針を固めました。これは隨意契約でございます。これは、いろいろな基準に基づきまして、スリード社に仕事をさせるということが適切だということで、約一千万円の委託契約を結んだということでございます。

○佐々木(憲)委員 私が聞いたのはそんなことじゃないんです。会社概要、決算報告書、登記など、必要な書類の審査を行ったのかと聞いているんです。

○中川國務大臣 具体的に、通例、相手方の組織概要、決算報告書、主な事業実績等の提出を求め、事業活動の状況を確認するなどして受託能力を審査した結果でございます。

○佐々木(憲)委員 では、登記を調べたんですか。契約書の住所、当然、登記されている住所ですね。——早く答えろ。

○中川國務大臣 事務方からきちっと答弁させれ

ばいいんだと思いますけれども、事務方の出席が得られませんでしたので、私から申し上げますが、きちっとした面談の上でやらせていただいているということでございます。

○佐々木(憲)委員 いや、登記されている住所が契約書の住所ですかと聞いているんです。

○中川國務大臣 登記されている事務所と実際にやっている事務所と別でございますけれども、その実際にやっている事務所を確認しているということでございます。

○佐々木(憲)委員 私は、これは非常に問題があると思うんです。要するに、登記を調べていないんですよ。登記簿をとってそれを、登記簿というのとは簡単に言う会社といわば身分証明書なんですよ。そこに書かれている会社の住所というのは、その人が住んでいる、その会社が現にある、本社があるところが登記に書かれているんです。それがきちっとそういう会社と契約をする、その住所が書かれた契約書に署名し、判を押すというのは当たり前じゃないですか。何でそれと違うことを書いているんですか。そんなないかげんなことをやっているんですか。

○中川國務大臣 登記簿は制度上要求されておりませんけれども、今こうやって事務方と、こういうふうに行っているとおり私自身もわからない部分がいっぱいある。したがって、きちっと佐々木議員の御質問に改めてお答えをしたい、先ほどからこうやってやっているとおりでございまして、余り格好いいことじゃないんで、きちっとお答えしたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 では、これは具体的に調査をして、後で委員会に報告してください。

○中川國務大臣 委員長、理事会の御判断にお任せしたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 私はこの登記を調べたんですね。そうしましたら、つまり、政府広報がやった契約書というのがあるわけです、これはもう委員会にも理事会にも出されているんです。それで、ここに書いてある住所の登記簿を調べたんです。

それで、これを出したわけですよ。そうしましたら、現在、この会社法人は見当たりません。つまり、神保町にあるという、そう言われている、契約書に書かれている住所、これを調べたら見当たらないんですよ、これは実際に。そういういいかげんな、しかも、先ほどの答弁だと、登記簿をとっていない、添付していない。登記簿を調べたという答弁はなかったですよ。つまり、肝心なところを調べていないんですよ。この会社は一体どういう身分のものなのか、どこに住んでいてどんな人なのか、どんな会社なのかわからない。

そこで、委員長、この調査の結果と関係書類、つまり、契約書、登記簿、すべて理事会に出すように言ってください。

○二階委員長 後刻理事会で協議をいたします。

○佐々木(憲)委員 では、政府広報室の林参考人に聞きますが、六月十四日にこう答弁しているんですね。スリード社と契約すべき、私どもはスリード社の登記、会社概要、決算書を審査いたしました。この委員会では答弁しました。契約書に書かれているスリード社の住所というのは、登記されている住所と違うんじゃないか。

○林政府参考人 お答えいたします。スリード社と契約するに当たりましては、登記、会社概要、決算報告書等の提出を求めたところでございます。これを通じまして、同社が会社として存立要件を満たしていると我々は判断いたしました。

それから、登記簿上は江東区に本店が所在していることとされておりますが、実際の営業活動は千代田区神田で行っているということを承知しております。

○佐々木(憲)委員 通常なら登記簿を調べて、それを提出させたんですよ、審査をしたと言ったわけだから。何の審査をしているんですか、実際に。そこに書かれている住所を契約書に書くのは当たり前でしょう。それも調べていない。こんなことも確認しないで一億五千万という巨額の契約を結んだ。でたためじゃないか。

この点も含めて、引き続き今後追及するということを通じて、きょうはこれで質問を終わらせていただきます。

○二階委員長 次回は、明三十日木曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時一分散会